

## 第三者評価結果の公表事項（浜松乳児院）

### ①第三者評価機関名

セリオコーポレーション有限会社

### ②施設名等

名称： 浜松乳児院	種別： 乳児院
施設長氏名： 水谷 暢子	定員： 20名
所在地： 静岡県	TEL 053-454-7841

### ③実施調査日

平成 26年 6月 26日（木）～ 6月 27日（金）

### ④総評

#### ◇特に評価が高い点

・ 周囲は閑静な住宅街であり、市の保健所、子どものこころの診療所と隣接している。「安心できる良い雰囲気づくり」を理念とし、その基となる大きな要素として施設全体の環境整備に努めている。敷地内、建物内共に、毎日の清掃が行き届き、建物内は清潔で明るく、さらに一部の部屋を除き床暖房が設置されている。敷地内では、季節の草花や野菜が栽培され季節を肌で感じることができ、入所児が野菜の収穫等も体験できるよう整備されている。

・ 本施設は、平成19年にも静岡県の福祉サービス第三者評価を受審し、施設長の専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼に基づいたリーダーシップのもと、現在に至るまで様々な取り組みを積極的に行ってきた。まさに、乳児院の先駆的存在といえる施設である。養育・支援の質の向上に対する施設長の思いを職員が理解、共有し、職員自らより高い要求水準を掲げ、入所児への深い愛情を基に、前向きに真摯に養育・支援に努力していく姿勢が感じられた。

・ 入所から退所まで一貫した担当制をとっており、担当者と担当児の個別の関わりがもてるよう努めている。平成19年度からベビーマッサージを実施しており、平成25年度には「静岡県被虐待児等処遇向上モデル事業」の委託を受け、さらにその効果を検証したところ、愛着や睡眠、感情面の安定等に大きな効果が見られた。本年度もベビーマッサージを実施する等、子どもの情緒の安定や発達促進、養育者と子どもの愛着の深まりに努めている。

・精神科医を嘱託医として配置し、専門家から支援を受けられる体制が整備されている。被虐待児や発達障害等の個別対応が必要な子どもには、嘱託医や心理療法担当職員、個別対応職員が個々の子どもの担当者と連携し、支援に当たっている。

・バイタルチェック表、体温表、排便表、痙攣時のチェック表、日中・夜間の健康観察記録、怪我の記録、医務日誌等が細かく記録されている。また、子どもの長所等を含めた日常の生活の様子も詳細に記録されている。日々の記録は月ごとにまとめられ、子どもの成長をひと月というスパンでもとらえることができるよう工夫されている。さらに、個々の子どもについて養育・支援の実施状況や成長が把握できる個別の記録簿も作成している。この個別の記録簿は、養育・支援の実施状況や子どもの成長が多面的に網羅されており、養育・支援の経過や子どもの成長の推移が具体的に詳細に記され、職員の子どもへの思いが込められた重要な記録簿であり、高い評価に値する記録であった。

#### ◇改善が求められる点

・今回の第三者評価受審時に於いては、家庭的養護推進計画を作成中であり、また、職員の自己評価を基に課題をとらえ、目標と目標達成に向けた取り組み内容が考えられていた。今後は、課題・問題点の解決に向けた具体的な中・長期計画の策定が求められる。

・各種マニュアルについて、今後は、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施し、見直した内容を改定記録として残すことによって、職員の共通理解をさらに図っていくことが求められる。

・個人情報保護上の問題もあり、地域との積極的な交流は難しい現状であるが、災害時の炊き出し訓練等、今後のさらなる地域交流の取り組みが期待される。

・被措置児童等虐待対応に関しては、本施設の管理規程や就業規則に体罰の禁止等を明記しており、体罰禁止や不適切なかかわりの防止に取り組んではいるが、体罰等禁止に関する研修や話し合いに関しては、十分とは言えない。今後は、体罰等の禁止や不適切なかかわりの防止について、折あるごとに研修や会議で取り上げ話し合い、体罰等の禁止を職員にさらに徹底する取り組みが求められる。

#### 第三者評価結果に対する施設のコメント⑤

平成 19 年度以来、2 度目の受審になりました。前回から引き継がれたいくつかの課題について、今回の結果をみると、改善はそれほど容易なことではないと改めて感じさせられました。

県内乳児院は今回、同じ評価機関で受審を受け、同じ視点で、しかし、それによりそれぞれの施設の特徴が評価結果に表れたのではないかと思います。

また、保護者からのご意見は貴重なご意見として拝見させていただきました。

改善が求められる点において、最も大きなものの一つに「地域支援」が挙げられます。これは現在、社会福祉法人の制度見直し論議の中でも、全体として取り組むべき

課題として重要な位置づけがなされています。当法人でも社会の要請と地域のニーズに応えられるよう努力してまいりたいと思います。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

## 第三者評価結果（浜松乳児院）

### 1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者評価結果
① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	b
② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	b
③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	b
<p>（特に評価が高い点、改善が求められる点）入所から退所まで一貫した担当制をとっており、担当者担当児の個別の関わりがもてるよう努めている。平成19年度からベビーマッサージを実施しており、平成25年度「静岡県被虐待児等処遇向上モデル事業」の委託を受け、講師を迎え、回数を増やし、数名の抽出児について効果を検証したところ、愛着や睡眠、感情面の安定等に大きな効果が見られた。本年度もベビーマッサージを継続実施する等、子どもの情緒の安定や発達促進、養育者と子どもの愛着の深まりに努めている。また、家庭生活を体験させるとともに、担当者との愛着関係を深めるために、年に一度、担当者の家庭等で担当児と一対一で過ごす一日外出の機会を設けている。職員の勤務の上から担当者担当児との個別な関わりをもつ時間の確保が難しい面もあるが、愛着関係を育むための様々な努力がなされている。</p> <p>季節の草花や野菜が栽培され院内での野菜の収穫や、院外での、さつまいも掘りやみかん狩り等の体験を実施し、子どもたちが実際に見て、触って、感じる体験を重視している。また、春、秋の遠足、四季折々の行事等種々の生活体験を実施し、養育・支援に努めている。さらに、家庭生活体験として、年齢の大きい子どもと職員が、月一回近隣の店舗へ出かけ買い物をする機会や、ピザの具を子どもたちがトッピングするピザ作り等工夫したクッキング体験も実施している。</p> <p>理念である「安心できる良い雰囲気づくり」の基となる大きな要素として、施設全体の環境整備に努めている。敷地内、建物内は、毎日の清掃が行き届き、建物内は清潔で明るく、さらに一部の部屋を除き床暖房を設置している。</p> <p>子どもの発達の支援に関しては、個々の発達について毎月支援計画を策定し、評価が行われ、次月の支援計画策定へと継続した養育・支援が行われている。また、今年度はプレイセラピーの専門家の協力を得て、治癒的遊び等についての事業が計画されており、さらなる取り組みが期待される。また、個別的対応が必要な子どもに対しては、個々の子どもの担当者との連携のもと、ベテランの個別対応職員が、それぞれの子どものに合った適切な支援をしている。</p>	

(2) 食生活	第三者評価結果
① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	b
② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
(3) 衣生活	

① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理 aを行っている。	
<b>(4) 睡眠環境等</b>	
① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。	a
② 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。	a
③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<b>(5) 発達段階に応じた支援</b>	
① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	b
② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 授乳に関しては、入所前に家庭で使用していたものと同じ種類のミルク・乳首等を入所後も使用し、徐々に施設で使用しているものに替えていく等の配慮がなされている。個々のリズムや体調に合わせて量や時間が異なるため、授乳時間に時間差はあるものの、夜間帯でどうしても授乳時間が重なる場合は、枕授乳せざるを得ない場合も生じるというのが現状である。離乳食に関しては、月齢でなく、個々の発達状況に応じて量やきざみ方などの配慮をしている。食べ方が遅い等で時間がかかる子供の場合は、食事時間を早めて一対一で時間をかけてゆったりと食べられるよう対応している。さらに、栄養士や調理担当者も食事の介助をし、発育状況等を把握し調理に活かし、工夫した食事を提供している。また、給食日誌がつけられ摂取量等が把握され、担当者の把握による子どもの嗜好調査も半年ごとに実施されている。誕生日ランチやケーキ、お宮参り、お食い初め等のお祝いメニュー、各種行事食など工夫した食事、手作りの誕生日ケーキやおやつも提供している。また、年2回の遠足時には、原則担当者自らが担当児の弁当を作り持っていくという配慮もされている。月齢の低い乳児が多く入所しており、食事の介助をしながら養育者が子どもと共に食事をするのが難しいという現状であるが、月齢の高い子ども数人と養育者1名と一緒に食事をする等の改善策が考えられており、改善に向けた今後の取り組みが期待できる。食事に配慮が必要な場合は、朝の申し送り等で職員全員の周知を図り、個々に応じた食事が提供されている。アレルギー等に配慮した食事に関しては、該当の子どもに間違いなく提供できるよう、盆の色を変えたり名札を付けたり、また、配膳を調理担当が直接行ったりしている。</p> <p>衣服に関しては、材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮されたものが、個別に用意され、季節に応じたものが個別に収納されている。睡眠は、適温、適湿が保たれた部屋で、夜間目覚める子どもにも対応できるようベッドの位置にも配慮している。また、窒息防止のため、夜間は堅綿マットを使用している。安心して眠りにつけるよう、入眠まで職員が付き添い、入眠に誘う音楽を流す等工夫するとともに、個々の子どもが眠りやすい方法を把握し、それぞれの子どもの入眠に対処している。入浴・沐浴に関しては、個々の子どもが安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるよう配慮し実施されている。</p> <p>健康である限り、毎日入浴し、清潔を保つことはもちろん、身体の変化の確認も行っている。</p> <p>排泄に関しては、個々のリズムや気持ちに応じた個別のトレーニングが難しく、課題であったが、本年度4月からトレーニングパンツやおまるなどを使って積極的に取り組み始めたところ、トレーニング効果が表れたということであり、今後のさらなる取り組みが期待される。遊びに関しては、子どもが飽きないよう、晴れた日の散歩は日によってコースを変え、屋内での遊び場所も日や時間によって変える等、工夫をしている。安全面から、多くの玩具は共通のものになっており、職員が選んで出し入れしているが、保護者や家庭生活体験事業で購入されたものは個別に収納し、面会時等に個々に使って遊べるよう配慮している。今後は、年齢によっては、子どもが自由に出し入れして遊べるよう工夫することが望まれる。</p>	

<b>(6) 健康と安全</b>	第三者評価結果
① 一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a

② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
③ 感染症などへの予防策を講じている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 毎週の身体測定、嘱託医(内科週1回・小児精神科月1回)による健診を実施し、毎日全児の体温、便性、食事摂取等について記録し、朝夕の申し送りによって、全職員が全児の健康状態を共有し、把握している。被虐待児や虚弱児等に対しては、ケースカンファレンスを随時行い、個々の子どもの状況の共有を図り、ケースの検討を全職員により行い養育・支援を実施している。また、嘱託医の診断と助言を受け、毎月個別の養育計画を立て実践評価をし、その評価を基に次月の計画を作成し、継続的で適切な養育・支援に取り組んでいる。服薬については、服薬を担当する職員が固定されており、服薬チェック表を用いて適切な服薬管理が行われている。感染症等への予防に関しては、空気清浄器、手指消毒器の使用や人体に影響のない消毒薬の利用等、感染症に関する対応マニュアルに沿って予防策を講じている。SIDS に対しては、ネオガードやベビーセンス等を活用し、夜間は定期的に巡回している。今後はさらに、応急処置や SIDS 等について全職員の研修の機会を設定し周知を図ることが望まれる。</p>	

(7) 心理的ケア	第三者評価結果
① 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 小児精神科医を嘱託医として配置し、専門家から支援を受けられる体制が整備されている。嘱託医をスーパーバイザーとし、心理療法担当職員が精神発達評価や保護者への対応等を行っている。また、被虐待児や発達障害等の個別対応が必要な子どもには、心理療法担当職員や個別対応職員が支援に当たっている。面会日に、必要があれば嘱託医である精神科医と保護者が話をすることができるよう体制を整えているが、保護者に対する心理支援はまだ十分とは言えない。心理療法室が整備されており、本年度は、治癒的遊びの実践も予定されており、今後の取り組みが期待される。</p>	

(8) 継続性とアフターケア	第三者評価結果
① 措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	a
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行っている。	b
③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 入所から措置変更に至るまでの成長発達等を詳細に記録した引き継ぎ文書が作成され、措置変更先に引き継がれている。担当職員が子どもと共に措置変更先を数回訪問し、措置変更先で昼食をとる等の慣らしや措置変更先の職員の訪問による子どもの観察等措置変更先の職員と連携し、変更後の生活が安定するよう支援している。家庭引き取りに対しては、面会時に、保護者の様子や面会の際の子どもの様子等の把握に努めているが、家庭復帰に関しては様々な困難な課題が多く、苦慮している。退所後の支援としては、浜松市から、養育支援訪問員(子育てに悩む親に対し、親と子の愛着が形成される妊娠・出産直後から、親子の愛着を図るために質の高い家庭訪問を実施する)として施設長と心理療法担当職員が委嘱を受けており、そのもとにアフターケアを行うこともあるが、退所したすべての子どもへの実施にはまだ至っておらず、今後のさらなる取り組みが求められる。</p>	

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者評価結果
① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。		b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。		a
(2) 家族に対する支援		
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 家庭支援専門相談員と心理療法担当職員が主に家族関係の調整を図っている。外出、外泊時の子どもの様子を保護者が記入する用紙を配布し、外出、外泊時の子どもの様子を把握している。また、帰院時に保護者と面接し、面接内容を記録し、親子の関係づくりの評価に役立てている。さらに、面会の促進だけでなく、年四回担当者が手作りのお便りを作成し担当児の成長を保護者に伝えている。そして、お食い初めやお宮参り等個々の子どもの成長にかかわる行事には保護者を招待する等、子どもと家族の関係づくりに努めている。今後も、家族との信頼関係の形成に努め、関係機関と連携し、家族関係の再構築にさらに取り組むことが望まれる。</p>		

## 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。		b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。		b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。		a
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。		a
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。		b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。		b

(特に評価が高い点、改善が求められる点) 全国乳児福祉協議会が作成したアセスメントシート等を基に、施設独自のアセスメントシートを作成している。アセスメントシートは非常に詳しい内容で記入事項も多く、まだ、十分に使いこなすまでには至っておらず、書き方や使い方等、職員への周知を図ることが求められる。自立支援計画を策定し、おおむね三か月ごとに見直し、児童相談所との検討会議を開催している。また、自立支援計画に沿い、個々の発達状況に合わせた養育支援計画が担当者によって毎月作成され、実践についての評価をし、次月の「養育支援計画」の作成へと継続した養育・支援が実施されている。

子どもの養育・支援に関する記録として、バイタルチェック表、体温表、排便表、痙攣時のチェック表、日中・夜間の健康観察記録、怪我の記録、医務日誌等が細かく記されている。また、子どもの長所や発見などを含めた日常の生活の様子も詳細に記録されている。これら毎日の記録は毎月まとめられ、子どもの成長をひと月というスパンでもとらえることができるよう工夫がされている。さらに、個々の子どもの養育・支援の実施状況や成長が把握できるよう、個別の記録簿も作成している。この個別の記録簿は、養育・支援の実施状況や子どもの成長が多面的に網羅されており、個々の子どもの成長の推移や養育・支援の過程が具体的に詳細に記されている。記録の管理に関しては、法人としての個人情報保護に対する基本方針や個人情報及び機密情報管理規程が整備され、これらに沿って適切に管理されている。今後は職員へのさらなる周知と記録管理責任者の設置が望まれる。個々の子どもの状況や家庭環境の現状等必要な情報は、書面での速やかな申し送りや会議等によって共有を図っている。記録にはパソコンも利用されているので、さらに研修の機会を設け、よりスムーズに情報の共有がなされる工夫が望まれる。

#### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
(2) 保護者の意向への配慮		
①	保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 子どもの尊厳や基本的人権への配慮は、研修報告会や勉強会等で話し合われている。今後も、職員間での認識の差異がないか確認しながら職員会議等で施設長が繰り返し取り上げ、職員への周知を一層図っていくことが望まれる。プライバシー保護という点では、写真の取り扱いや面会時間に時間差を設けること、おむつ替えの様子が他の子どもに見えにくいよう工夫した台の設置等、できる限りの配慮をしている。今後は、マニュアルを整備し、さらに職員への周知を図る取組が求められる。</p> <p>保護者の意向に関しては、面会時に把握するよう努めてはいるが、連絡のとれない保護者等もあり、懇談会や保護者会等の開催は困難な状況である。今後は、さらに保護者の意向の把握に努め、養育・支援の内容の改善に取り組むことが求められる。</p>		

(3) 入所時の説明等		第三者評価結果
①	保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明している。	a

(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境	
① 保護者が相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
② 苦情解決の仕組みを確立し、保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③ 保護者等からの意見等に対して迅速に対応している。	b
(5) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 施設のホームページや要覧、法人や施設の広報誌等で、養育・支援の内容を説明し、情報の提供を行っている。入所時には、養育・支援の内容、面会方法、個人情報保護、苦情受付等に関する保護者向け配布物や施設要覧等を使って分かり易く説明している。</p> <p>苦情については、ご意見箱や苦情窓口を設置し、また、広報誌やホームページ、要覧等で苦情受付や苦情解決の体制等を説明している。苦情解決の仕組みについては、法人として苦情解決の体制が整備されており、施設としても苦情解決取扱要項(規程)が整備され、これらに沿った苦情解決が実施されている。苦情受付内容や解決結果をホームページや広報誌で、できうる限り公開するよう努めている。</p> <p>被措置児童等虐待対応に関しては、本施設の管理規程や就業規則に体罰の禁止等を明記している。全国乳児福祉協議会作成の「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」の使用だけでなく、施設独自の自己、他者によるチェック表を作成し、体罰や不適切なかかわりが行われていないことを確認している。夜勤や昼食時等手が足りない時には職員が互いに助け合い、何事も話し合うことにより意思の疎通を図り、職員の心の安定を図ることによっても不適切なかかわりの防止に努めている。また、昨年度は、施設内虐待について弁護士を講師に招いての研修を実施したが、体罰等禁止に関する研修や話し合いは十分とは言えない。今後は、体罰等の禁止や不適切なかかわりの防止について、折あるごとに研修や会議で取り上げ、体罰等の禁止を職員にさらに徹底する取り組みが求められる。被措置児童等虐待の届出・通告に関しては、法人の公益通報者保護規程が整備され、体制が整えられている。今後は、職員への周知をさらに図ることが望まれる。</p>	

## 5 事故防止と安全対策

	第三者評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b



(特に評価が高い点、改善が求められる点) 感染、不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを作成し、職員に周知している。また、不審者侵入等に対する安全確保のため、施設内に安全確認カメラやセキュリティインターホンを設置している。防災対策委員が置かれ、地震等の災害や火災に対しては、居場所別の行動マニュアルが整備され、避難方法や安否確認方法の周知が図られている。さらに、防災対策規程も作成され、地震や火災時の情報の受理伝達、避難誘導、保護者への引き継ぎ、関係機関との連携等について示されている。毎月夜勤想定を含めた避難訓練や消火訓練、蘇生法訓練を実施し、年二回の発電機訓練も実施している。今後は、各マニュアルを定期的に見直し、また、地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携する等工夫して訓練を実施する等、子どもの安全確保のためのさらなる取り組みが望まれる。ヒヤリハットに関しては、リスクマネジメント委員会を設置し、ヒヤリハットの事例を勉強会、職員会等で把握・検討し、事故防止に努めている。また、施設の設備等を毎月点検・チェックし安全確認をしている。今後は、事故防止等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的にさらに十分な評価・見直しを行うことが求められる。

## 6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	c
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点) 施設の役割や機能を達成するために必要な関係機関・団体等の社会資源を明確にし、分かり易く図式に明示した資料が作成されている。また、児童相談所との連携を適切に行い、定期的な連絡会を開催している。さらに、要保護児童対策地域協議会に家庭支援専門相談員が積極的に参加している。個人情報保護上の問題もあり、地域との積極的な交流は難しい現状であるが、近隣の店舗や団体主催のバザー開催や寄付等、施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。今後は、災害時の炊き出し訓練を地域の方と共に実施することが考えられており、地域交流の機会として取り組みが期待される。地域に向けて、施設の様子や取り組み等を説明した広報誌を発行し、離乳食の作り方等、電話・来所での育児相談に応じる窓口を開設しているが、施設が有する機能を地域に開放・提供する取り組みはまだ十分でない。ボランティアは、散髪やバザー支援等施設のニーズに合致したものは受け入れている。今後は、ボランティア受け入れに関するマニュアル等を作成し、受け入れについての体制を整備することが望まれる。

関係機関・団体との連携によりニーズの把握に努めており、行政からの委託を受けてショートステイ事業、養育支援訪問事業等に協力している。また、里親の委託前研修や里親からの電話での相談にも応じている。しかし、地域の拠点としての子育て支援事業の実施はまだ十分とは言えず、今後のさらなる取り組みが求められる。

## 7 職員の資質向上

		第三者評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上に努めている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) キャリアごとの研修計画が策定され、策定された研修計画に基づき、実際に計画に従った研修が実施されている。研修終了後は、報告書を作成し、勉強会や職員会で発表し、共有化に努めている。報告書や外部研修の資料は、置き場所を決めていつでも職員が見ることができるように整備し、必要なものはコピーして全員に配布している。また、施設の養育・支援の様々な課題を把握し、非常にタイムリーな内部研修が行われている。今後も、職員一人ひとりの援助水準の到達度等を見直し、スキルアップを図っていくことが望まれる。また、職員が一人で問題を抱え込まないように、施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、個別対応担当職員、家庭支援専門職員、嘱託医等にいつでも相談できる体制を確立している。さらに、職員相互の他己評価の機会を設ける等、施設全体の養育・支援の質の向上にも努めている。</p>		

## 8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		第三者評価結果
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④	運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定		
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

⑤ 事業計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 法人や施設の理念、基本方針が要覧等の文書に記載され、施設の使命や方向、考えを読み取ることができる。保護者等へは、入所時に要覧を配布して説明に努め、応接間や面会室前の見やすいところに掲示もしている。</p> <p>中・長期計画については、現在家庭的養護推進計画を作成中である。また、職員の自己評価を基に課題をとらえ、目標と目標達成に向けた取り組み内容が考えられている。今後は、課題・問題点の解決に向けたより具体的な中・長期計画の策定と、策定された中・長期計画の内容が各年度における事業内容に反映されることが求められる。年度の事業計画は、養育・行事・看護・食育等各係が策定し、職員会で配布、説明を行っている。年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価が行われることが望まれる。事業計画の中の行事計画については、面会時や電話連絡、お便り、広報誌、ホームページで保護者等に説明している。</p>	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 施設長の役割と責任については、施設の管理規定に明記されている。本施設は、現在に至るまで、施設長の専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼を基に、施設長のリーダーシップのもと、他の施設に先駆けて様々な取り組みを積極的に行ってきた。養育・支援の質の向上に対する施設長の思いを職員が理解、共有し、職員自らより高い要求水準を掲げ、前向きに真摯に子どもの養育・支援に努力していく姿勢が感じられた。職員の意見交換が、毎月の職員会・勉強会等で行われ、施設長は、職員の意見を取り入れながら組織全体をリードしている。遵守すべき法令に関して、施設長は研修や勉強会に参加し把握し、職員には、「ハンディ福祉法」等の配布及び回覧を行っている。</p> <p>施設長は、常に社会的養護の動向、養育・支援のニーズ等の把握に努め、運営状況の分析を行っている。把握され、分析された結果が中・長期計画に反映されることが今後求められる。現時点においては、公認会計士等による外部監査は実施していない。</p>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者評価結果
---------------	---------

① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	a
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
<b>(6) 実習生の受入れ</b>	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 里親支援専門員に関しては、職務内容の点から、長年にわたる経験や豊富な知識等が必要であるとの考えから、最適な人材確保が困難であり、現時点では設置されていない。人事考課は実施されていないが、職員の就業状態を十分把握し、また、用紙への記入方法による職員の意向調査を毎年実施し、必要に応じて個別面接を行い、改善に取り組んでいる。個々の職員の健康状態に留意し、精神面でのケアに関しては、希望があれば職員がカウンセリングを受けられるよう精神科の嘱託医を配置している。福利厚生に関しては、福利厚生センターや職員の災害事故補償へ加入する等職員処遇の充実に努めている。</p> <p>実習生の受け入れに関しては、受け入れに関する意義・方針が明文化され、非常に詳細なマニュアルが整備されている。また、実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定し実施している。実習生の実習終了後の感想等も記録に残され、その内容からも実習生育成への施設の積極的な取り組みが読み取れた。</p>	

<b>(7) 標準的な実施方法の確立</b>		第三者評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。		a
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。		b
<b>(8) 評価と改善の取組</b>		
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。		b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。		b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 養育・支援についての標準的な実施方法について、非常に具体的且つ詳細なマニュアルが整備されている。また、標準的な実施方法の中でも特に重要だと考える項目については、自己評価や他者による評価のチェックリストが作成されており、職員は毎日チェック確認をし、さらにそのチェック表を主任が定期的にまとめ、職員会等で示し職員への周知徹底を図っている。養育・支援についての標準的な実施方法は必要に応じて見直しが行われているが、今後はさらに、見直しに関する時期や方法を定めて定期的な見直しを組織的に実行していくことが望まれる。</p> <p>本施設は、平成19年にも静岡県の福祉サービス第三者評価を受審し、自己評価も毎年実施してきた。今回の第三者評価受審に際しても、自己評価を分析し、施設として取り組むべき課題の幾つかを、明確に把握され、改善策も考えられていた。今後は、今回受審した第三者評価の結果も活かし、さらなる改善が進められることが期待される。</p>		